	に付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
［略］	八　［略］

2　銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
［略］	
第二区分	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令
連結自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	［一～八　略］ 九　法第五十八条第二項第七号から第二十五号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十　［略］
［略］	

［3・4　略］

	に付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
［同上］	八　［同上］

2　［同上］

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
［同上］	
第二区分	［同上］
［同上］	［一～八　同上］ 九　法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十二号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十　［同上］

［3・4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第十号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第三百九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之